

2020年度①

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 民法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 任意代理
- (2) 安全配慮義務

II 次の問題〔1〕〔2〕のうち、1問を選択して解答しなさい。(100点)

2020年4月1日施行の改正民法を基準に解答すること。なお現行法による解答についても不利益には扱わない。

〔1〕 次の事実をふまえた上で、下記の問いに答えなさい。

(事実)

- 1 AはBに対して300万円の金銭債権を有していた。しかし、弁済期が翌年2月1日なので、Aはこれを早く現金化したいと考え、6月10日にCに200万円でこの債権を譲渡した。この債権譲渡について、Aは同日、Bに対し、確定日付のある証書による通知を内容証明郵便で送付し、通知は同月13日にBに到達した。
- 2 6月11日、AはBに対して有する上記金銭債権を、Dに対して220万円で譲渡した。この債権譲渡について、Aは同日、Bに対し、確定日付のある証書による通知を内容証明郵便で送付し、通知は同月12日にBに到達した。

(問1) Bは、Aから送付された2通の債権譲渡通知を前に、CとDどちらに弁済すればよいか困惑したが、確定日付が早いほうが債権者としての地位が優先するだろうと考え、Cに弁済した。次の①、②、③についてそれぞれ論じなさい。

- ① BのCに対する弁済は有効か。(30点)
- ② (事実) 1の譲渡通知が確定日付のない証書による通知であった場合において、これが到達した段階でBがCに弁済し、その後(事実)2の確定日付のある証書による通知がBに到達したときは、DはBに弁済するよう請求できるか。(20点)
- ③ AからBに送付された債権譲渡通知が、いずれも確定日付のない証書によるものであった場合、結論は①の場合と異なるか。(20点)

- 3 (事実) 1、2の金銭債権とは別に、AはBに対して100万円の貸金債権( $\alpha$ 債権：弁済期は7月1日)を有しており、他方、BはAに対して80万円の代金債権( $\beta$ 債権：弁済期は翌年7月19日)を有していた。
- 4 Aに対して200万円の貸金債権を有するEが、弁済期である6月17日を過ぎてもBが弁済をしないことから、強制執行として $\alpha$ 債権を差し押さえ、差押命令が6月27日にAおよびBに送達された。

(問2) Eは、 $\alpha$ 債権の弁済期である7月1日にBに $\alpha$ 債権の弁済を求めた。Bはこれを拒むことができるかについて論じなさい。(30点)

[2] 次の事実をふまえて、下記の問いに答えなさい。各問いは独立の問いである。

(事実)

- 1 神戸市在住のAは父親から相続し登記名義を有する京都市にある自己所有の甲土地とその上の乙建物(以下、本件不動産という)をBに3000万円で売却する契約を結んだ。Bは乙建物を改装してラーメン店を開店しようと考えていた。
- 2 同日にAはBから代金の半額の1500万円の支払を受けるとともに、乙建物の鍵をBに引き渡した。
- 3 本件不動産の登記については、本件売買契約締結から1ヶ月以内にBがAに代金の残額を支払うのと引き換えに、AからBに移転登記がされる約束であり、Bはその後に乙建物の改装工事を行う予定にしていた。
- 4 本件不動産の近辺で別のラーメン店を営むCは、同業者Bが本件不動産をAから購入したという情報を手に入れると、その出店を邪魔しようと考え、Aに対して、Cが3500万円で本件不動産を購入するから、すぐにCに移転登記をしてくれと頼んだ。
- 5 AはA B間の売買契約から3週間後に、Bに無断で本件不動産をCに3500万円で売却する契約を締結し、同日に、代金全額を受領とともにCに移転登記をした。
- 6 BはA B間の売買契約から4週間後に、代金残額の支払の用意ができたのでBに本件不動産の移転登記をして欲しいと、Aから教えられた携帯電話に連絡したところ、Aの電話番号は現在使われてないという音声メッセージがあり、驚いたBが神

戸市のA宅に赴くとAは留守で所在は不明であった。

7 Bが登記簿で確認すると、本件不動産はAからCに売却され、さらにその3日後にはDに転売され、AからC、CからDへと移転登記がされていた。

(問1) BはDに直接会って、この間の事情を説明し、自分が先に本件不動産を購入したのであるから、DはBに移転登記手続をして欲しい、もしそうしないなら裁判で訴えると告げた。Dの兄の子で法律学を学んでいるあなたは、DからBに移転登記をしないで済むための法律論を教えることを頼まれた。DはBから聞いた事情は全く知らずに、Cから3500万円で本件不動産を購入したという。あなたはDにどのように答えますか。(50点)

(事実)

8 Bはこのような面倒な事態になったからには、A B間の本件不動産の売買契約を解除して支払った代金1500万円を取り戻そうと考え、Aの移転登記義務の不履行を理由としたA B間の売買契約の解除の通知をAの住所に送付した。

9 その後、次の事情が判明した。AはCから本件不動産の代金3500万円を受領すると、その1週間後にはすでにBから受領していた本件不動産の代金の一部である1500万円と合わせた合計5000万円で、E所有の丙不動産を購入し移転登記も受け、そのさらに3週間後に丙不動産をFに5500万円で売却する契約を締結し、登記をFに移転した。ところがFは、Aに支払うべき代金5500万円をまだ支払っていないという。Aには今現在めぼしい財産はない。

(問2) BがAとの売買契約を解除して取り戻そうとする本件不動産の売買代金の半額である1500万円を回収するために、Bは誰にどのような権利を行使できるかを論じなさい。(50点)